

指定介護予防支援 重要事項説明書兼契約書

利用者_____と医療法人緑翔会は、本書に基づいて、指定介護予防支援の内容の説明を受け、指定介護予防支援の利用に同意します。

併せて、本件契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつ保有します。

年 月 日

① 【利用者】 甲

住所		電話 番号	
氏名			

② 【代理人】（代理人を選任した場合のみ記載。）

住所		電話 番号	
氏名	続柄（ ）		

③ 【事業者】 乙

住所	名古屋市南区前浜通6丁目45番地	電話 番号	052-821-9686
事業者 名	医療法人緑翔会		
代表者 名	理事長 小松輝成		

小松病院居宅介護支援事業所が家族の個人に関する情報を指定介護予防支援業務に用い、また必要な範囲で関係する者（主治医、事業者、行政等）に提示することに同意します。

年 月 日 家族代表者氏名

【重要事項説明書兼契約書の説明者】

小松病院居宅介護支援事業所 氏名

第1部 重要事項説明書

1 指定介護予防支援の目的

指定介護予防支援は、ご利用者様の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業者名称	医療法人緑翔会小松病院
代表者氏名	理事長 小松輝成
所在地	名古屋市南区前浜通6丁目45番地
電話番号	052-821-8626
FAX番号	052-821-8625
事業所名称	小松病院居宅介護支援事業所
介護保険指定番号事業所番号	2371203213
所在地	名古屋市南区前浜通6丁目45番地
電話番号	052-821-9686
FAX番号	052-821-9687
管理者名	酒井 美寿津
担当圏域	名古屋市内(南区・熱田区・天白区・瑞穂区・緑区・千種区・中区・昭和区・東区)
備考	

(2) 職員体制（令和6年4月 1日時点）

	常勤	非常勤	計	備考
主任介護支援専門員	1人	0人	1人	
介護支援専門員	1人	0人	1人	

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／30～1／3）	
備考	利用者等からの依頼により、やむ得ない場合は、営業日を問いません。	

3 業務の流れ

①重要事項説明書兼契約書の説明
重要事項の説明を行い、契約を締結します。「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を市へ届け出ます。なお、手続きの為、介護保険被保険者証をお預かりします。
②状態の把握（アセスメント）
認定調査結果、主治医意見書、基本チェックリスト及び基本情報（わたしのカルテ）などを基に、担当職員がご利用者やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
③介護予防サービス・支援計画原案の作成
アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。介護予防サービス事業者等を選定していただきます。
④サービス担当者会議の開催
関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画原案について検討します。お客様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑤介護予防サービス・支援計画書の交付
検討された介護予防サービス・支援計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。
⑥介護予防サービスの提供
介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス等事業者等より提供されます。（別途各介護予防サービス等事業者等との契約が必要です。）
⑦状況の把握（モニタリング）
介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はご自宅を訪問させていただきます。 サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。
⑧給付管理
支給限度額の管理に必要な介護予防サービス等の利用実績を確認します。
⑨費用の請求
介護予防サービス・支援計画の作成にかかる費用の請求事務などを行います。

※その他、業務のより詳しい内容について説明を受けたい場合については担当職員にお気軽に申し出ください。

4 利用料金

介護予防サービス・支援計画作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

要介護認定等の代行申請	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の届出	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。

※ ただし、介護保険料を滞納していると、国が定める金額をお支払していただくことがあります。

5 相談窓口・苦情窓口

事業者窓口	小松病院居宅介護支援事業所 名古屋市南区前浜通6丁目45番地 担当者 管理者 酒井 美寿津 電話番号 052-821-9686 FAX052-821-9687
市町村（保険者）窓口	保健福祉局介護保険課指導担当 電話番号 052-959-3087 区役所福祉課または支所区民福祉課
公的団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 電話番号 052-971-4165

6 緊急時の連絡先

指定介護予防支援の実施に際してご利用者の体調の急変等必要な場合には、すみやかにご家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき名古屋市その他関係機関への報告を行います。

7 賠償責任について

- ①指定介護予防支援の提供に伴って、小松病院居宅介護支援事業所の責めに帰すべき事由により、ご利用者様又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。
- ②ご利用者又はそのご家族等が、自らの責めに帰すべき事由により、小松病院居宅介護支援事業所の従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償していただきます。
- ③その他紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一管轄裁判所とします。

8 秘密の保持

- ① 小松病院居宅介護支援事業所は、その従業員ないし業務委託先が、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ② 小松病院居宅介護支援事業所は、その従業員ないし業務委託先が、退職後ないし委託契約終了後であっても、在職中ないし委託中に知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ 小松病院居宅介護支援事業所は、ご利用者の個人情報を通常業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、ご利用者の同意を得ることとします。ただし、小松病院居宅介護支援事業所は法令上定めのある場合やご利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。
- ④ 小松病院居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。
- ⑤ 小松病院居宅介護支援事業所は、緊急時・災害時において生命・身体の保護のため、ご利用者の安否確認を、行政等に提供することができるものとします。

9 連絡について

ご利用者が、要介護認定の（変更）申請、基本チェックリストによる判定住所の変更、介護保険施設・病院・有料老人ホーム等への入所・入院を行う場合は、小松病院居宅介護支援事業所に対し、速やかに連絡してください。

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

指定介護予防支援の実施にあたって、ご利用者は、小松病院居宅介護支援事業所に対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。

（第1部以上）

第2部 契約に関すること（重要事項説明書以外の部分）

【記載内容】

甲（ご利用者）…1 頁①と同じ

乙（小松病院居宅介護支援事業所）…2 頁の事業所名と同じ

（契約期間）

第1条

- 1 この契約の期間は、____年 ____月 ____日
契約締結の日から甲の要支援認定又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当している者（以下「事業対象者」という。）の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の3日前までに、甲から更新を行わない旨の意思表示がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 乙は、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要支援状態区分、要支援認定の有効期間、認定審査会意見、事業対象者該当状態、事業対象者の有効期間を確認します。そのため、甲は、乙が求めるときは、乙に介護保険被保険者証を提示します。

（要支援状態等の悪化に係る援助）

第2条

- 1 乙は、甲の要支援状態又は事業対象者該当状態が明らかに悪化した場合、または甲が希望する場合には、要介護認定等の申請および介護保険施設等の選定・入所について、円滑に行われるように援助します。
- 2 乙は、前条の場合で甲が希望する場合は、要介護認定等の申請を甲に代わって行います。
- 3 乙は、甲が要介護認定を受けた場合には、甲のために、乙が有する甲に係る情報を提供するなどして、指定居宅介護支援事業者との連携を図ります。

（協力義務）

第3条

- 1 甲は、乙が甲のために指定介護予防支援の業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。
- 2 指定介護予防サービス等にあたり、甲が正当な理由なくその利用の指示に従わず、その要支援状態等の程度を増進させた場合、あるいは偽りその他不正の行為により保険給付の支給を受けまたは受けようとした場合には、乙は名古屋市に対し、その旨報告することがあります。

(記録の整備・開示義務)

第4条

- 1 乙は、甲の介護予防サービス・支援計画、その実施状況に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間これを保存します。
- 2 甲は、いつでも前項の記録を閲覧ないし謄写することができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、乙は記録の閲覧ないし謄写の全部ないし一部を拒否することができます。
- 3 前項の謄写に際して、乙は甲に対し実費相当額を請求することができます。

(契約の終了)

第5条

- 1 甲又は乙が、次の各号(第3号を除く)のいずれかに該当する場合は、本契約は当然に終了するものとします。第3号に該当する場合は、乙が甲に契約を終了することを通知し、契約を終了することができるものとします。
 - (1) 甲が、死亡又は介護保険法施行法第11条に規定する適用除外の施設等に入所するなど被保険者の資格を喪失した場合
 - (2) 甲が、非該当又は要介護の認定を受けた場合
 - (3) 甲が、(介護予防)認知症対応型共同生活介護又は医療施設等に相当期間以上、入所・入院した場合
 - (4) 甲が、(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けた場合
 - (5) 甲が、乙の通常事業の実施地域以外の地域に住所を移転した場合
 - (6) 甲が、介護保険法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者となった場合
 - (7) 乙が、破産又は閉鎖等した場合
 - (8) 乙が、指定介護予防支援事業者に係る指定を取消し等された場合
 - (9) 乙に対する包括的支援事業の委託の取消等により、乙がいきいき支援センターの業務を行い得なくなった場合
 - (10) 第6条ないし第7条により、本契約が解約又は解除された場合
 - (11) 第1条の契約期間が満了し、更新されなかった場合
- 2 前項の規定により本契約が終了する場合で必要があると認められるときは、乙は、甲または他のいきいき支援センター(要支援者及び事業対象者の場合)、指定居宅介護支援事業者(要介護者の場合)に対し直近の介護予防サービス・支援計画及びその他の実施状況に関する書類を引き継ぐとともに、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

(利用者様の解約権等)

第6条

- 1 甲は、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合、甲は、3日以上予告期間をもって乙に文書で通知するものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、乙が、介護保険に関する法令及び本契約に定められた介護予防支援を提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、予告期間なく直ちに契約を解除することができます。

(小松病院居宅介護支援事業所の解除権)

第7条

乙は、甲が故意に法令違反ないし著しく常軌を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにかかわらず改善の見込みがないか、人の生命・身体・財産に重大な侵害を及ぼす危険が明らかとなるときは、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解除することができます。

(契約に定めのない事項の処理)

第8条

この契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、介護保険法令ないし消費者保護法令その他関係法令に従い、甲と乙とは、お互いに誠意を持って協議して解決するものとします。

(提供内容の記録)

第9条

- 1 乙は、指定介護予防支援の提供内容に関する記録を行うとともに、この契約終了後から5年間保管します。
- 2 ご利用者は、事業者には保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求できます。

(身分証携行)

第10条

事業者の従業員は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(虐待の防止)

第11条

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じます。

(担当者)

第12条

- 1 事業者は、指定介護予防支援の業務を担当する介護支援専門員を選任し、その者の氏名を利用者に書面により通知します。
- 2 事業者は、介護支援専門員を交代させる場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員の氏名を書面により利用者に通知します。

(第2部 以上)